

まつもとほうじん

令和2年
(2020年) 6月号
第545号

ホームページ <http://www.matsumotohojinkai.or.jp/> メールアドレス hojinkai@matsumotohojinkai.or.jp

ふるさとの食シリーズ



塩尻市のキムタクごはん

- 主な記事 -

第8回通常総会報告.....	2頁
令和3年度税制改正に関する提言.....	3頁
令和元年度決算・2年度予算.....	4～5頁
税務ポイント.....	6頁
皆さんこんにちは・木下匡晃氏.....	7頁
頑張ってます・斉藤貴子さん.....	7頁
経営レポート.....	8頁
ふるさとの食シリーズ等.....	9頁
含蓄に富む「医食同源」を再認識して健康づくりを...10頁	
生活習慣病健診ご案内等.....	11頁
会員福利厚生制度PR.....	12頁
税務職員募集のお知らせ等.....	13頁
インフォメーション、地区トピックス	
川柳コーナー、あとがき.....	14頁
法人会会員相談室ご案内（相談カード付）.....	付録

ふるさとの食シリーズ

～塩尻市のキムタクごはん～

全国放送のTV番組などでも数多く取り上げられているので知っている方も多いかと思いますが、『キムタクごはん』は塩尻市の学校給食メニューとして誕生しました。材料となる“キムチ”と“たくあん”が用いられたユニークなネーミングと、酸味と甘味などが絶妙に絡み合う味加減で小中学生に大人気の献立メニューになりました。作り方も比較的簡単とあって、今では家庭でも親しまれています。（清澤和恵編集委員）

みんなで回覧しましょう。

確認印

社長

経理担当

第 8 回 通常 総会 の ご 報 告

5月28日(木)、ホテルブエナビスタにおいて第8回通常総会を開催しました。

ご案内の通り、本年度の総会は新型コロナウイルス感染症拡大防止と、参加者の健康と安全を第一とする観点より、残念ながら来賓のご招待も見合わせ、優良経理担当者表彰、記念講演会、祝賀会も実施せず、通常総会のみで開催となりましたが、委任状のご提出など皆様にご協力をいただき、予定されていた議事を無事に終了することができました。皆様のご理解とご協力に心より感謝申し上げます。なお、優良経理担当者表彰を受賞された皆様には、賞状と記念品を郵送にてお届けいたしましたことご報告いたします。



小松 夏鈴 キッセイ薬品工業(株)
 山崎 まな美 キッセイコムテック(株)
 C区分(勤続20年以上)
 木藤 尚久 (株)上條石材工業

合計 9 名

❖ 会長表彰

地域の租税教育活動発展に寄与すると共に、昨年の全国青年の集い大分大会「租税教育活動プレゼンテーション」にて優秀賞を受賞した青年部に対し、会長表彰が贈られました。



❖ 優良経理担当者表彰

長年にわたり企業で経理・税務部門でご活躍されている従業員様を、勤続年数に応じて表彰させていただきました。受賞された皆様、誠にありがとうございます。

受賞者名簿(敬称略)

A区分(勤続5年以上)

堀田 かおり ハシバテクノス(株)
 吉澤 千代美 協和工業(株)
 小林 由理絵 キッセイ薬品工業(株)

B区分(勤続10年以上)

黒野 ルミ子 (有)但馬塗装
 中田 浩子 (株)上條石材工業
 内川 光子 協和工業(株)

役員変更(敬称略)

次の通り役員変更がございました。

【新任】
 常任理事 吉江 宗雄(八十二銀行松本営業部)

明日のいのちの為に。
 くすりの未来を切り拓く。

キッセイ薬品は世界の人々の健康に貢献する、
 創薬研究開発型企業です。

KISSEI
 キッセイ薬品工業株式会社

本社：松本市芳野19番48号

令和3年度 税制改正に関する提言

令和2年度税制改正では、持続的な経済成長の実現に向けて、オープンイノベーション促進税制の創設、中小法人の交際費課税や連結納税制度の見直し、更には投資や賃上げを促すための税制上の措置が講じられた。社会の構造変化に対応するために、個人所得に関しては未婚のひとり親への対応に配慮した税制、そしてNISA制度の見直しも行われた。

一方、令和2年度予算の歳出では、消費税増収分を活用した社会保障の充実、経済対策の着実な実行、歳出改革の取り組みの継続により、経済再生と財政健全化を両立する措置が取られた。

ところが、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により未曾有の事態となっており、終息の目途が全く立たない状況にある。国民の生命・安全を守ることが第一であるが、それに並行して経済の停滞をどうにかしなければならないことは言うまでもない。このような事態の時こそ、公的資金の有効活用に尽きるが、その財源こそが私たち法人会の主たるテーマである税金である。

このような状況の中、当会の税制委員会では、本年2月から4月にかけて「税に関するアンケート」を実施、「事業承継の状況」「現行の事業承継税制に対する評価」「消費税率引き上げに伴う軽減税率制度への事務対応状況」「いわゆるインボイス制度」への意見について回答を求めた。

事業承継の状況については「すでに事業承継を終えている」「後継者が決まっている」と答えた企業が7割を超えた一方で、「後継者がいないので廃業」「事業の売却や譲渡を考えている」とした企業も1割程度あった。また、現行の事業承継税制については「生前贈与制度の更なる拡充や納税猶予制度の特例措置延長」「事業用資産への課税軽減・免除制度の創設」を求める声が約7割となった。「軽減税率制度への事務対応状況」については「順調に対応が出来た」と答えた企業が7割に上った。「いわゆるインボイス制度」については「導入やむなし」が15%、「登録手続きを受けていない免税事業者の取引からの排除に配慮すべき」が34%、「消費税事業者免税点制度を廃止すべき」が28%と様々な意見が寄せられた。

新型コロナウイルスによる経済への悪影響は終りの見えない状況ではあるが、政府には我が国の経済を支えている中小企業が生き残るために必要な支援措置を迅速かつ適切に講じ続けるとともに、感染拡大が収束する段階になった際には、地方経済・中小企業が速やかに回復・活性化するような取り組みも併せて求めたい。

松本法人会は、これらをふまえ、令和3年度税制改正に向けた各重点課題の実現を次のとおり提言する。

(1) 国税・地方税について

(国税・地方税共通)

- ア．消費税に限らず、税率引き上げありきではなく、その前に徹底した行財政改革のもと歳出削減を早急に図ること。
- イ．中小企業に対する法人税の軽減税率や投資促進税制などについては、本則化を検討すること。
- ウ．少子化対策として、引き続き子育てに配慮した税制上の支援を検討するほか、社会保障政策全般の取り組みを継続すること。
- エ．法人事業税や法人住民税など、国税と課税対象を同じくするものについては国税に賦課徴収を一元化すること。

(国税)

- ア．消費税の円滑な転嫁を実現するとともに、滞納状況などを常に検証すること。
- イ．令和5年10月1日以降、消費税の仕入税額控除の要件となる「適格請求書等保存方式(いわゆる“インボイス制度”）」については、制度の周知と免税事業者へのきめ細やかな対応に引き続き努めること。
- ウ．時代に即した減価償却耐用年数と分類の簡明化を常に検討すること。
- エ．交際費課税を、企業規模に関係なく緩和すること。
- オ．同族会社への留保金課税について、企業規模に関係なく、全面的に廃止すること。
- カ．所得税の各種控除のうち制度創設の意義を失い、効果が薄れたと考えられるものについて、引き続き整理を進めること。
- キ．事業承継税制は、健全な企業を存続させるという目的

達成の観点で、更に見直しを進めること。

- ク．環境汚染抑制・防止を目的とした税制の構築について、道路特定財源の見直しと併せ、問題点を整理しながら検討を進めること。
- ケ．法人税について、欠損金繰戻しによる還付の不適用は恒久的に廃止すること。
- コ．退職給与引当金制度を復活すること。

(地方税)

- ア．固定資産税の税負担軽減措置と抜本的見直しを図ること。
- イ．大部分の地方自治体が明確な理由を示さぬまま安易に行なっている超過課税を速やかに解消するための検討を進めること。

(2) その他について

- ア．番号制度(個人番号)について、引き続き周知徹底を図るとともに、幅広い活用のあり方については細心の注意を払いつつ検討すること。
- イ．国税電子申告・納税システム「e-Tax」について、利用全般に関わる手続きの更なる簡便化を図ること。
- ウ．源泉所得税の「納期の特例」適用者以外についても、1月の納付期限は1月20日とすること。
- エ．保険金・死亡退職金の非課税限度額について、法定相続人一人あたり1,000万円に引上げること。
- オ．学校や社会全体で、国民の義務である納税の意識高揚のための教育を拡充すること。

(令和2年5月8日 一般社団法人 松本法人会)

第8回通常総会議案書から

令和元年度決算【〈事業別〉正味財産増減計算書】・令和2年度予算【収支予算書】※抜粋

(単位：円)

(単位：円)

令和元年度決算 事業別 正味財産計算書				令和2年度予算 収支予算書	
科 目	当年度	前年度	増 減	科 目	予算額
I 一般正味財産増減の部				I 一般正味財産増減の部	
1. 経常増減の部				1. 経常増減の部	
(1) 経常収益				(1) 経常収益	
特定資産運用益	2,465	2,646	181	特定資産運用益	5,000
特定資産受取利息	2,465	2,646	181	特定資産受取利息	5,000
受取入会金	81,000	83,000	2,000	受取入会金	60,000
受取入会金	81,000	83,000	2,000	受取入会金	60,000
受取会費	37,637,000	38,471,000	834,000	受取会費	37,200,000
正会員受取会費	36,812,000	37,733,000	921,000	正会員受取会費	36,550,000
賛助会員受取会費	825,000	738,000	87,000	賛助会員受取会費	650,000
事業収益	236,000	237,000	1,000	事業収益	300,000
広報事業収益	236,000	237,000	1,000	広報事業収益	300,000
受取補助金等	20,579,200	19,640,600	938,600	受取補助金等	20,059,600
受取全法連補助金	248,000	440,000	192,000	受取全法連助成金	50,000
受取県連補助金	1,119,800	800,000	319,800	受取県連補助金	515,000
受取全法連助成金振替額	18,751,400	17,940,600	810,800	受取全法連助成金振替額	19,054,600
受取民間補助金	460,000	460,000	0	受取民間補助金	440,000
受取負担金	1,220,000	1,330,500	110,500	受取負担金	1,277,000
青年・女性部受取負担金	1,220,000	1,330,500	110,500	青年・女性部受取負担金	1,277,000
雑収益	1,517,230	948,634	568,596	雑収益	801,000
受取利息	280	260	20	受取利息	1,000
雑収益	1,516,950	948,374	568,576	雑収益	800,000
【経常収益計】	61,272,895	60,713,380	559,515	【経常収益計】	59,702,600
(2) 経常費用				(2) 経常費用	
事業費	49,851,487	49,579,740	271,747	事業費	48,270,300
(税務支援事業)	159,786	278,875	119,089	(税務支援事業)	240,000
会場費	55,990	58,810	2,820	会場費	50,000
印刷製本費	5,400	124,925	119,525	印刷製本費	40,000
通信運搬費	1,620	0	1,620	会議費	150,000
会議費	96,776	95,140	1,636	(税の啓発・提言事業)	410,000
(税の啓発・提言事業)	808,440	445,248	363,192	印刷製本費	50,000
印刷製本費	71,830	48,060	23,770	通信運搬費	10,000
通信運搬費	12,317	10,440	1,877	表彰費	40,000
表彰費	59,405	64,414	5,009	支払負担金	40,000
支払負担金	8,000	8,000	0	会議費	200,000
会議費	594,050	87,521	506,529	雑費	70,000
雑費	62,838	226,813	163,975	(経営支援事業)	2,390,000
(経営支援事業)	1,625,212	3,011,627	1,386,415	会場費	250,000
会場費	228,332	675,963	447,631	印刷製本費	180,000
印刷製本費	169,138	276,960	107,822	通信運搬費	20,000
通信運搬費	10,941	46,160	35,219	支払負担金	160,000
支払負担金	104,800	104,800	0	諸謝金	1,550,000
諸謝金	903,545	1,542,836	639,291	広告宣伝費	180,000
広告宣伝費	167,200	328,320	161,120	会議費	50,000
会議費	41,040	32,400	8,640	(地域社会貢献事業)	1,350,000
雑費	216	4,188	3,972	印刷製本費	40,000
(地域社会貢献事業)	2,711,163	1,527,896	1,183,267	支払寄付金	1,230,000
印刷製本費	33,372	33,372	0	委託費	20,000
支払寄付金	2,504,910	1,302,008	1,202,902	支払負担金	10,000
通信運搬費	12,676	18,104	5,428	雑費	50,000
委託費	35,640	19,440	16,200	(広報事業)	8,480,000
支払負担金	15,000	10,000	5,000	印刷製本費	4,500,000
雑費	109,565	144,972	35,407	通信運搬費	3,800,000
(広報事業)	8,415,494	8,376,848	38,646	委託費	120,000
印刷製本費	4,496,366	4,580,640	84,274	会議費	60,000
通信運搬費	3,733,164	3,613,196	119,968	(会員増強事業)	1,410,000
委託費	120,000	120,000	0	印刷製本費	580,000
会議費	65,964	63,012	2,952	通信運搬費	80,000
(会員増強事業)	1,367,481	1,247,559	119,922	表彰費	200,000
印刷製本費	469,238	526,587	57,349	会議費	550,000
通信運搬費	55,263	53,208	2,055	(厚生制度推進事業)	250,000
表彰費	250,000	136,000	114,000	表彰費	100,000
消耗品費	6,804	0	6,804	支払負担金	30,000
会議費	586,176	531,764	54,412	委託費	80,000
(厚生制度推進事業)	293,278	508,359	215,081	会議費	40,000
支払負担金	13,000	15,000	2,000	(会員支援事業)	7,040,000
表彰費	180,000	80,000	100,000	諸謝金	600,000
印刷製本費	0	24,624	24,624	印刷製本費	400,000
委託費	0	123,170	123,170	通信運搬費	220,000
会議費	100,278	265,565	165,287	委託費	2,700,000

(会員支援事業)	7,919,314	8,180,375	261,061	表彰費	100,000
諸謝金	513,685	570,329	56,644	支払負担金	480,000
印刷製本費	395,185	481,308	86,123	保険料	40,000
通信運搬費	171,746	253,043	81,297	会議費	2,500,000
委託費	3,026,575	3,384,411	357,836	給料手当	13,659,000
表彰費	362,589	512,380	149,791	役員報酬	313,200
支払負担金	838,575	618,520	220,055	福利厚生費	2,523,000
保険料	10,292	18,349	8,057	中退金支出	835,200
会議費	2,559,197	2,342,035	217,162	退職給付費用	43,500
雑費	41,470	0	41,470	旅費交通費	930,900
給料手当	13,771,822	13,288,119	483,703	印刷製本費	870,000
福利厚生費	2,772,373	2,395,099	377,274	通信運搬費	1,566,000
中退金支出	769,950	764,730	5,220	リース料	522,000
退職給付費用	65,110	0	65,110	消耗品費	261,000
旅費交通費	876,098	813,163	62,935	賃借料	1,974,900
印刷製本費	402,009	827,026	425,017	事務所管理費	1,087,500
通信運搬費	1,577,177	1,787,419	210,242	支払手数料	304,500
リース料	525,953	560,409	34,456	新聞図書費	234,900
消耗品費	341,436	197,110	144,326	広告宣伝費	52,200
賃借料	1,955,952	1,937,226	18,726	委託費	217,500
事務所管理費	1,105,652	1,056,798	48,854	事務委託費	870,000
支払手数料	318,586	275,669	42,917	支払負担金	348,000
新聞図書費	240,678	235,420	5,258	雑費	87,000
広告宣伝費	38,018	169,128	131,110	管理費	9,599,700
委託費	216,954	186,980	29,974	給料手当	2,041,000
事務委託費	870,000	870,000	0	役員報酬	46,800
支払負担金	408,377	446,557	38,180	福利厚生費	377,000
租税公課	0	9,744	9,744	中退金支出	124,800
雑費	295,174	182,356	112,818	退職給付費用	6,500
管理費	9,373,052	8,928,205	444,847	会議費	5,210,000
給料手当	2,057,859	1,985,581	72,278	旅費交通費	139,100
福利厚生費	414,262	357,888	56,374	印刷製本費	130,000
中退金支出	115,050	114,270	780	通信運搬費	234,000
退職給付費用	9,730	0	9,730	リース料	78,000
会議費	5,120,805	4,843,135	277,670	消耗品費	39,000
旅費交通費	130,912	121,507	9,405	賃借料	295,100
印刷製本費	60,071	123,579	63,508	事務所管理費	162,500
通信運搬費	235,671	267,086	31,415	支払手数料	45,500
リース料	78,590	83,739	5,149	新聞図書費	35,100
消耗品費	51,019	29,453	21,566	広告宣伝費	7,800
賃借料	292,269	289,470	2,799	委託費	32,500
事務所管理費	165,212	157,912	7,300	事務委託費	130,000
支払手数料	47,605	41,192	6,413	支払負担金	52,000
新聞図書費	35,963	35,177	786	渉外慶弔費	400,000
広告宣伝費	5,682	25,272	19,590	雑費	13,000
委託費	32,418	27,940	4,478	【経常費用計】	57,870,000
事務委託費	130,000	130,000	0	【当期経常増減額】	1,832,600
支払負担金	61,023	66,727	5,704	2 経常外増減の部	
渉外慶弔費	284,804	199,572	85,232	(1) 経常外収益	
租税公課	0	1,456	1,456	【経常外収益計】	
雑費	44,107	27,249	16,858	(2) 経常外費用	
【経常費用計】	59,224,539	58,507,945	716,594	【経常外費用計】	
【当期経常増減額】	2,048,356	2,205,435	157,079	【当期経常外増減額】	
2 . 経常外増減の部				【税引前一般正味財産増減額】	1,832,600
(1) 経常外収益				【法人税及び住民税】	21,000
【経常外収益計】	0	0	0	【当期一般正味財産増減額】	1,811,600
(2) 経常外費用				【一般正味財産期首残高】	63,500,000
固定資産除却損	1	0	1	【一般正味財産期末残高】	65,311,600
什器備品除却損	1	0	1	Ⅱ指定正味財産増減の部	
【経常外費用計】	1	0	1	受取補助金等	19,054,600
【当期経常外増減額】	1	0	1	受取全法連助成金	19,054,600
【税引前一般正味財産増減額】	2,048,355	2,205,435	157,080	一般正味財産への振替額	19,054,600
【法人税及び住民税】	21,000	21,000	0	一般正味財産への振替額	19,054,600
【当期一般正味財産増減額】	2,027,355	2,184,435	157,080	【当期指定正味財産増減額】	
【一般正味財産期首残高】	62,145,873	59,961,438	2,184,435	【指定正味財産期首残高】	
【一般正味財産期末残高】	64,173,228	62,145,873	2,027,355	【指定正味財産期末残高】	
Ⅱ指定正味財産増減の部				Ⅲ正味財産期末残高	65,311,600
受取補助金等	18,751,400	17,940,600	810,800		
受取全法連助成金	18,751,400	17,940,600	810,800		
一般正味財産への振替額	18,751,400	17,940,600	810,800		
一般正味財産への振替額	18,751,400	17,940,600	810,800		
【当期指定正味財産増減額】	0	0	0		
【指定正味財産期首残高】	0	0	0		
【指定正味財産期末残高】	0	0	0		
Ⅲ正味財産期末残高	64,173,228	62,145,873	2,027,355		

(注)【審議事項】第1号議案「事業別 正味財産増減計算書」【報告事項4】「令和2年度収支予算書」要点的抜粋です。

税務ポイント

〔会社の税務 よろず相談室¹⁴⁷〕消費税その②

事業者が商品購入時にポイントを使用した場合の消費税の仕入税額控除の考え方

Q. 事業者が商品購入時にポイントを使用した場合の消費税の仕入税額控除の考え方を教えてください。

A. 事業者が商品を購入した際、その取引（課税仕入れ）について仕入税額控除を行うこととなりますが、商品購入時にポイントを使用した場

合、消費税の「課税仕入れに係る支払対価の額」は、

ポイント使用が「対価の値引き」である場合には、商品対価の合計額からポイント使用相当分の金額を差し引いた金額（値引後の金額）

ポイント使用が「対価の値引きでない」場合には、商品対価の合計額（全額）となります。

なお、商品購入時に発行されるレシートには、ポイント使用の態様に応じて「課税仕入れに係る支払対価の額」が表示されていると考えられますので、商品を購入した事業者においては、レシートの表記から「課税仕入れに係る支払対価の額」を判断して差し支えありません。

<レシート表記の例>

①のケース：値引き

レシート 〇〇ストア			
東京都…			
2019年10月××日(土) 16:45			
お茶 *	1点	540	540円
プリン	1点	550	550円
ポイント値引き			▲21円
合計			1,069円
8%タイヨウ			530円
(内消費税)			39円
10%タイヨウ			539円
(内消費税)			49円
現金支払			1,069円
*印は軽減対象			

1,069円が課税仕入れの対価の額となる。

②のケース：値引きでない

レシート 〇〇ストア			
東京都…			
2019年10月××日(土) 16:45			
お茶 *	1点	540	540円
プリン	1点	550	550円
合計			1,090円
8%タイヨウ			540円
(内消費税)			40円
10%タイヨウ			550円
(内消費税)			50円
〇〇ポイント支払			▲21円
現金支払			1,069円
*印は軽減対象			

1,090円が課税仕入れの対価の額となる。

1. (注1) 消費税の仕入税額控除の適用を受けるためには、区分経理に対応した帳簿及び区分記載請求書等の保存が必要となります。

そのため、例えば、次のように、日々の記帳段階から取引を税率ごとに区分経理しておくことが考えられます。

のケース（値引き）

消耗品費（8%対象）530円/現金 1,069円

消耗品費（10%対象）539円

のケース（値引きでない）

消耗品費（8%対象）540円/現金 1,069円

消耗品費（10%対象）550円/雑収入(消費税

不課税) 21円

2. (注2) コンビニエンスストア等が実施している即時充当（即時に購買金額にポイント等相当額を充当する方法）によるキャッシュレス・消費者還元は、商品対価の合計額が変わるものではありません。

このため、事業者が商品を購入した際に、即時充当による消費者還元を受けた場合には、商品対価の合計額が「課税仕入れに係る支払対価の額」となります（のケースと同様）。

（税制委員会：麿秀行、大池明、北澤剛グループ稿）

（監修：関東信越税理士会 松本支部）



皆さん
こんにちは♪

(株)木下製印社
松本市大手
代表取締役 木下 匡晃 氏

『お客様に一番似合う印鑑をお作りします』

昭和20年に松本市今町で創業し、昭和30年から大名町に店舗を構える(株)木下製印社。3代目社長の木下匡晃さんはこの道30年の職人です。近年は

パソコンの普及やネット通販等で販売する業者の台頭で、既存店の印鑑需要は落ち込み傾向にあるそうですが、就職や成人といった節目で作る実印は一生の宝物であることに変わりはありません。そこで、木下さんは依頼者の顔が見えるオーダーメイドの印鑑作りに徹しています。お客様から依頼を受けると、出来るだけその方とお話することを心掛け、対話を通じて人柄を知ること、その人らしい字体が思い浮かび、一番似合う印鑑を作ることができると木下さんはおっしゃいます。

お仕事以外にも大名町商興会長、松本商店街連盟理事など幾多の役職に就任され、公人として忙しい毎日をお過ごしですが、プライベートでは広島カープ、松本山雅、信州ブレイブウォリアーズも熱心に応援されているとのこと。「高校時代は応援団もやっていた。頑張っている人を応援するのが好きなんです」と素敵な笑顔でお話してくださいました。長野県が生んだ偉大な書道家である上條信山先生直筆の書が飾られた素敵な店内での楽しいひと時をありがとうございました。

(大沢利充編集委員)



頑張ってます!!

『共に悩み、問題を解決していきたい』

塩尻商工会議所
塩尻市大門

斉藤 貴子さん

塩尻市の商工業の発展を目指し、様々な事業を展開されている塩尻商工会議所の斉藤貴子さんにお話を伺いました。塩尻市ご出身の斉藤さんは、昭和62年に塩尻商工会議所に入所され、平成13年からは経営指導員として、そして今年4月からは女性初の中小企業相談室長としてご活躍をされています。入所以来、お客様との対話を通じてニーズを把握し、必要な支援を実現していくことを心掛け、事業主と共に悩み、問題を解決していくという姿勢を大切にしています。

現在、新型コロナウイルス感染症による未曾有の影響が地域経済を直撃しており、塩尻商工会議所にも連日大勢の事業者の方が相談に訪れていますが、塩尻市や県、国や関係機関と連携を取りながら各種助成金や給付金などの支援策のご案内や申請支援を、スピード感をもっておこなっているそうです。

管理職としても多岐にわたるお仕事をこなし、お忙しい毎日をお過ごされている斉藤さんですが、好きな音楽を聴いたり、読書を通じて気分転換をなされているとのこと。大変な時期ですが、地域の企業を支える益々のご活躍を期待しております。

(清澤和恵編集委員)

地域社会の繁栄のために。

PROSPERITY FOR LOCAL COMMUNITIES WORLDWIDE



鍋林株式会社
www.nabelin.co.jp

環境 ISO14001
品質 ISO 9001
認証取得

経営レポート

新型コロナウイルス感染症拡大防止への 対応と当面の税務上の取扱い

税理士 大塚 賢 治



国税庁では本年3月、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により期限内の申告及び納税等が困難な方に対し納税猶予制度を案内しています。

納税猶予制度には、従来から「換価の猶予」と「納税の猶予」がありました。申請による換価の猶予は、「事業継続又は生活の維持が困難であるとき」に、比較的広く適用でき、猶予期間中の延滞税が軽減され、担保の提供が必要となる場合がある制度です。納税の猶予は、延滞税が全額免除となる場合がありますが、地震や台風で家が壊れるなど、「財産の損失」が生じた場合等に限定されます。

一方、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、多くの事業者等の収入が減少しているという状況を踏まえ、新型コロナウイルス感染症等の影響により、令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業等の収入が前年同期と比較して、概ね20%以上減少しており、一時に納税することが困難である場合は、令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する国税について、「財産の損失」が生じていない場合でも無担保かつ延滞税なしで1年間納税の猶予を受けられる特例猶予の制度が創設されました。(FAQ3問1,2)

また、当面の申告や納税などに関して寄せられた質問等がFAQとして5～6まで取りまとめられています。(FAQは随時更新されています)

(賃貸物件のオーナーが賃料の減額を行った場合)

企業が、賃貸物件を締結している取引先等に対して賃料の減額を行った場合、原則として、減額前と減額後の差額が寄附金として取り扱われますが、新型コロナウイルス感染症に関連して収入が減少し、事業継続が困難となったこと等であれば、減額した分の差額は、寄附金として扱われることはありません。(FAQ5問4)

(業績が悪化した又は見込まれる場合の役員給与の減額)

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、企業の業績が悪化した場合又は悪化が見込まれる場合に行った役員給与の減額は「業績悪化理由」に該当し、改定前に定額で支給していた役員給与と改定後に定額で支給する給与は、それぞれ定期同額給与に該当し、損金算入することになります。(FAQ5問6、7)

(助成金の取扱い)

個人に対して国や地方公共団体から支給された助成金で非課税となるものは、支給の根拠となる法令等の規定、所得税法の規定により定められています。新型コロナ特法が非課税の根拠とされているものは、特別定額給付金、子育て世帯への臨時特別給付金等があります。雇用調整助成金、持続化給付金、東京都の感染拡大防止協力金等は事業所得に該当し課税されます。(FAQ5問9)

(従業員に対して事業者から見舞金が支給された場合)

従業員に対して事業者から見舞金が支給された場合は、その見舞金が資産又は資産に加えられた損害につき支払いを受けるものであり、社会通念上相当で、対価性を有していない場合は所得税法上、非課税所得に該当します(FAQ5問9-3)

参考「国税庁 国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ」

大塚会計事務所

〒399-0014 松本市平田東1-25-11

TEL・FAX 0263-85-7330

【ふるさとの食】シリーズ③

全国に広がる塩尻発人気メニュー
『キムタクごはん』

塩尻市内の学校給食として誕生したキムタクごはんは独特のネーミングと美味しさで人気メニューとなりました。作り方はシンプルでキムチとたくあん、ベーコンや豚肉を炒めて、しょうゆなどで味付けた後にご飯に混ぜ込むというものです。

その誕生は2002年、塩尻市内の中学校で栄養士として勤務されていた職員の方がご自身のお子さんに漬物を美味しく食べてもらおうと工夫をしたことがきっかけだったそうです。キムチの酸味と辛み、たくあんの甘味、肉類のうまみと醤油の香ばしさがごはんに絶妙に絡み、味が良いのはもちろんですが、キムチのカプサイシンや肉類のビタミンB₂など栄養的にも優れているそうです。



在宅時間も長くなり日々の献立に悩まれている方や、比較的簡単に作れるので親子や普段料理をしない男性の方にもおすすめです。【参考資料：塩尻市HP、広報しおじり】

(清澤和恵編集委員)

【キムタクごはんのレシピ紹介】 塩尻市HPより
オリジナルレシピ(材料2合分)

- 炊きたてごはん(少し固めがおすすめ)...2合分
- ベーコン...4枚(豚肉でも代用できます)
- キムチ...90グラム
- たくあん...90グラム(つぼ漬けでもOK)
- 薄口しょうゆ...小さじ2弱
- 油...少々

調理手順

1. キムチとたくあんを、2センチメートル幅くらいに粗くきざむ。(キムチの汁はとっておく)
ベーコンは1センチメートル幅くらいに切る。
2. フライパンに油をしき、ベーコンを炒める。
3. きざんだキムチとたくあんを入れ、軽く炒める。
(キムチの汁も入れる)
4. 薄口しょうゆを加え、味をととのえる。
5. あたたかいごはんに混ぜ込む。

お好みで長ネギなどを加えてもOK。
ベーコンの代わりに豚肉を使うときは、薄口しょうゆを少し多めに、油はゴマ油にするとコクが出ます。

松本法人会の全ての会員の皆様へ

“法人会やまびこ運動”
ご協力をお願い

先月号の広報誌でもご案内の通り、今年も5月から“法人会やまびこ運動”をスタートしております。ご承知の通りこの運動は、会員企業の皆様のお取引先やお知り合いの事業所をご紹介いただき、法人会への入会をお勧めしていく取り組みです。

現在、新型コロナウイルス感染症の影響により、会員企業の皆様におかれましても大変なご苦勞をなされ

ている中、誠に恐れ入りますが、どうかご協力をいただきますようお願い申し上げます。

「法人会やまびこ運動」って何？

当会会員企業の皆様にお知合いやお取引先の事業所(法人・個人 支店・営業所等も)をご紹介いただき、当会へのご入会のきっかけとさせていただきます。詳しくは先月号付録のオレンジ色のチラシをご覧ください。

ご協力よろしくようお願い申し上げます

エネルギーと環境の
ハーモニーを目指します。



東筑摩郡山形村下本郷4082-3 TEL.0263-97-3030(代)
http://www.sanrinkk.co.jp/

青年部・女性部



部員募集中!!

お問合せは事務局(☎35-8080)まで!

含蓄に富む「医食同源」を再認識して健康づくりを

医療ジャーナリスト 大谷 克弥

食生活の不規則な若い世代に知って欲しい四文字言葉

皆さんはこれまでに「医食同源」について何らかの形で目に触れたことはあると思いますが、これは読んで字の如く「医と食は根本的に同じなのだから、きちんと食事をしていれば病気の予防にも治療にもなる」という教えです。つまり毎日の食生活がいかに大切であるかを教示する格言として、さらにこれこそ健康長寿に連動する金言として、1990年代から雑誌をはじめ、テレビやラジオでも大々的に報じられてきました。

ただし、その語源については諸説があります。代表的なものとしては、世界の長寿大国になった日本だからこそ創出したのだというオリジナル説と、中国に古くから定着している「薬食同源」、言葉を替えると「食は薬なり」の薬を医に代えた造語に過ぎない、という見解の二つです。双方の拮抗はかなり激しくもありませんが、このほか薬だと化学薬品のことだと誤解されるので、熟慮の末に医を選んだ日本人の知恵、深謀遠慮だという見方もあり、こちらの支持も多いようです。

こうした議論の際に必ず登場するのは「漢方医学」です。こちらはオランダから伝来した蘭方医学と区別するべく、江戸時代中期に日本で編み出された用語で、中国と直接の関係はなく、逆輸入もされています。ですから元々の中国医学は、現在の日本では伝統医学とか東洋医学とかの名称になっています。

まだ薬の開発されてなかった時代、本場の中国では、食べ物を薬とする研究が極めて熱心に行われたことは事実で、深く敬意を表します。古代には皇帝専属の食医（食事治療専門医）がいたほか、後世になっても今ある病気を治すのは中工（並の医者）で、これから発するであろう病気を治すのが上工（上手な医者）として尊敬され、高い位が与えられました。病気の治療は、まだ病とは言える状態に至ってない「未病」の段階で治すことに重点が置かれ、穀類は五穀、野菜は五菜、肉類は五畜と言われたように食材が厳選されていきました。

中国の薬膳と日本の和食、そして食事バランスガイド

食べ物に関して古い歴史を持つ中国では薬食同源をベースに、キメの細かい食事が一般家庭にも引き継がれていきました。その頂点にあるのが、季節や食べる人の体質や体調に合わせた薬膳です。日本にも薬膳料理の店はありますが、本場では膳に料理の意味が含ま

れているからと、薬膳の二文字です。薬膳の奥義は多岐にわたりますが、例えば食材は五味と言って甘味、辛味、酸味、苦味、鹹味（かんみ＝塩辛いこと）が、個々にバランスよく摂取できるよう食材が選ばれて調理されます。

これに対し日本の医食同源は主に和食としての道を歩み、こちらで世界で注目されるようになりました。中でも嬉しいニュースは、和食が四季折々の食材を生かし、動物性油脂を少なくして、盛り付けにも自然の美しさを表現しているなどとして、2013年にユネスコ無形文化遺産に登録されたことです。このほか日常的な家庭料理の「ご飯と一汁三菜（例えば味噌汁、肉か魚の主菜、大豆製品と野菜の副菜、香の物）」も、これぞ健康食と注目されています。また栄養価が高いと熱い視線が寄せられているのは、単品の納豆です。欧米人には苦手だった糸引きの少ない製品が開発され、世界に広まりつつあります。

これらの和食は主に調理人や栄養学者などによって探求されてきましたが、食生活の正しい在り方について、厚労省などのいわゆるお役所は「栄養バランスの良い食事を1日3回、決まった時間にきちんと摂る」ととどめていました。ところが、2005年6月、厚労省と農水省は合同で、人は1日に「何を」「どれだけ」食べれば良いかの指針となる「栄養バランスガイド」を発表しました。医食同源の現代版とも言えます。

これは主食、主菜、副菜、牛乳・乳製品、果物という5つのグループを料理ごとに食べた場合、その栄養バランスはどうか一目で分かるツールです。ただ子供の遊びの独楽（コマ）が色付きで使われ、文章での説明は分かりづらいので、ネットで確認することをお勧めします

振り出しに戻ると、現代の若者は、朝食を摂らない欠食、いつも出来合いの同じ軽食を自室で食べる中食（なかしょく）が増えて栄養不足が憂慮され、ダイエット志向による女性の痩せ過ぎも問題視されています。きちんと食べることがいかに大切かを、古今の知恵で知り、実行に移したいですね。

【筆者紹介】大谷克弥（おおたに・かつや）医療ジャーナリスト。東北福祉大学講師。日本医学ジャーナリスト協会会員。読売新聞社出身、在職中に長期連載「医療ルネサンス」を創設。現在はフリーで、著作、講演活動などに従事。

● **お申込み、忘れていませんか？** ●

会員企業の経営者・従業員の方々の健康を願って！

～企業の繁栄は働く人の健康管理から～

生活習慣病健診実施のご案内

夏期、冬期と実施している健康診断です。充実の健診内容に、割安な費用。健診所要時間も約1時間程度と、お仕事の負担にならないことなどから毎回大変ご好評をいただいております。

すでに封書にてご案内をお送りしてございます。ご案内では6月1日を申込み締め切り日とさせていただきますが、定員に余裕のある日時にお申しいただくことは可能ですのでまずは事務局までお問合せください。(電話：35-8080)

なお、今般の新型コロナウイルス感染状況を踏まえ、できる限りの安全対策に努めますが、受診に不安のある方は次回(令和3年2月実施予定)に受診を延期することもご検討いただければと存じます。

日程	7月6日(月)	時間	各日とも
	7月7日(火)	午前8:00～	午前8:30～
	7月8日(水)	午前9:00～	午前9:30～
	7月9日(木)	午前10:00～	午前10:30～
	7月10日(金)		

一部の日程、時間帯はすでに混みあっておりますので事務局までお問合せ下さい。

会場 松本市公設地方卸売市場 管理棟2F会議室(松本市笹賀7600-41)

費用 Aコース(基本コース)17,000円(消費税込)
 【Cコース(協会けんぽ扱い)7,500円(消費税込)
 ※検査内容は上記Aコース同様】
 Bコース(ドック健診)27,000円(消費税込)
 【Dコース(協会けんぽ扱い)16,000円(消費税込)
 ※検査内容は上記Bコース同様】

その他各種オプション検査(別料金)等につきましては、送付済みご案内にてご確認ください。

備考 (1) 検査は(一財)全日本労働福祉協会が行います。
 (2) 検査結果につきましては概ね3週間で通知いたします。

保健の窓

ストレッチング運動

自宅待機や在宅勤務を余儀なくされ、自宅で過ごす時間が増えている中、体力の低下や身体の硬直化を感じる事ありませんか？そんな時に手軽にできる運動の一つがストレッチング運動です。

ストレッチングとは意図的に筋や関節を伸ばす運動です。以前から体の柔軟性を高めるのに効果的であるとされ、最近では美しい姿勢の保

持やリラクゼーションの効果も明らかになってきました。少し時間を掛けながら全身の筋を順番に伸ばしていくようなストレッチングの前後で脳波や自律神経活動を調べてみると、前頭葉でのアルファ()波を増加させ、心拍変動を増加させ心拍数を低下させること、すなわち自律神経の活動が副交感神経活動を有意に変化させることがわかってきたそうです。(厚生労働省情報提供：e-ヘルスネットより)

いきなり本格的な運動を始めるのは難しいものです。無理をせず、簡単に始められる自分に合った運動を見つけていきたいものです。

松本法人会
クールビズ運動実施

当会では地球温暖化対策の一環として環境省の推進するクールビズ運動を、本年も下記要領にて実施致します。

期 間 6月1日～9月30日まで

対象行事 当会全行事(各種会議・研修会等) 日常業務
対 象 当会役職員及び会員
内 容 室温28 管理に努める。
 涼しく効率的に働くことができる服装(ノーネクタイ等)。但し、強制するものではない。

法人会会員企業の皆様へ

大同生命保険株式会社・AIG損害保険株式会社

『新型コロナウイルス 健康相談ダイヤル』緊急開設のご案内

無料

平素より「法人会の福利厚生制度」の普及・推進にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。
 会員企業の役員様、従業員様におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策でご自身並びに大切なご家族の健康等に関してご心配なことと思います。

そこで法人会福利厚生制度協力会社である大同生命とAIG損保では福利厚生制度のご加入にかかわらず、全ての会員企業の皆様を対象に、24時間対応の『新型コロナウイルス健康相談ダイヤル』を開設することといたしました。

会員企業の役員様、従業員様、そしてそのご家族まで幅広く、無料をご利用いただけます。
 約3ヶ月間の相談窓口となりますが、皆様の健康と安全・安心のためにご活用いただければ幸いです。

対象は、法人会会員企業の役員様・従業員様とそのご家族です。

新型コロナウイルス 健康相談ダイヤル

経験豊かな看護師や保健師が土・日・祝日を含む24時間体制で新型コロナウイルスに関するご相談に対応させていただきます。

相談事例



0120-102-297

- ・受付期間：2020年4月6日～2020年6月30日
- ・受付時間：24時間(土・日・祝日を含む)
- ・サービス提供会社：ティーペック株式会社
<http://www.t-pec.co.jp/>

「新型コロナウイルス」の相談については、厚生労働省や国立感染症研究所のガイドラインに沿った回答となります。「新型コロナウイルス」による「ロックダウン」などによりご相談をお受け出来ない場合もあります。また、保険加入や給付金など保険に関するご相談はお受けできませんので、その際はご了承ください。

厚生労働省のホームページ 新型コロナウイルス感染症についてもご参照ください。

厚生労働省 新型コロナウイルス Q&A

検索

「消費税申告一声運動実施中」

法人会福利厚生制度推進協力会社



旧松本市内の会員の皆様へ

令和元年度の当会会費を、口座振替で納入いただいている旧松本市内の会員各位には、個別にご通知のとおり、6月12日(金)にご指定の口座から引落しをさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

会員企業の皆様へ

新型コロナウイルス感染拡大 防止への対応につきまして

(6月実施予定事業に関するご報告)

緊急事態宣言解除を受け、当会でも従来の活動に向けた準備をしておりますが、6月実施予定事業につきましては、恐れ入りますが開催を見合わせることにさせていただきます。7月以降の事業につきましては、状況を注視し、安全面を第一に考えながら計画をしておりますのでよろしくお願い申し上げます。

～ 6月実施予定事業～

【部会総会】

中止させていただきます、各部会総会議案書を郵送にてお届けいたします。

【各部会および旧松本市内各ブロック税務研修会】

中止させていただきます。実施予定であった本年度の税制改正内容は今月号に関連資料を同封しております。

【決算説明会(5月決算法人対象)】

中止させていただきます。資料等のお問合せは事務局までお願い申し上げます。

【6月役員会、税制委員会グループ会議、広報編集会議、総務委員会、青年部会議】

資料を郵送し書面決議をもって代えさせていただきます。

【青年部、女性部例会】

中止させていただきます。

【第19回会員親睦ゴルフ大会】

中止させていただきます。

以上、4月号付録「年間行事日程計画表」からの変更となります。

今後の事業実施予定につきましても当広報誌にてお伝えしていきますのでご確認をお願い申し上げます。

一般社団法人松本法人会
電話番号0263-35-8080

令和2年度

税務職員募集のお知らせ (採用試験要綱)

概要

税務署や国税局で「税のスペシャリスト」として勤務する税務職員(国家公務員)を募集します。

受験資格

- 令和2年4月1日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない者及び令和3年3月までに高等学校又は中等教育学校卒業見込みの者
- 人事院が上記1に掲げる者に準ずると認める者

試験の程度 高等学校卒業程度

申込方法等

【原則】インターネット申込み

次のアドレスへアクセスし、説明に従い入力する。

<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>

受付期間

令和2年6月22日(月)午前9時～7月1日(水)

[受信有効]

【インターネット申込みができない場合】

問合せ先

希望する第1次試験地を所轄する国税局(沖縄国税事務所)

試験日

第1次試験日 令和2年9月6日(日)

第2次試験日 令和2年10月14日(水)～10月23日(金)のいずれか第1次試験合格通知書で指定する日時

合格者発表日

第1次試験合格者 令和2年10月8日(木)

最終合格者 令和2年11月17日(火)

問合せ先

インターネット申込みに関する問合せ

人事院人材局試験課 TEL:03-3581-5311

内線2333

午前9時00分～午後5時(土・日曜日及び祝日等の休日は除く。)

上記以外の問合せ

関東信越国税局人事第二課試験係

TEL:048-600-3111 内線2097

午前8時30分～午後5時

(土・日曜日及び祝日等の休日は除く。)

インフォメーションコーナー

法人会では、皆様の情報交換、相互理解を深めることを目的に、毎月先着3社を無料でインフォメーションコーナーに掲載いたします。皆様の掲示板としてお使いください。(サイズ:タテ6.5×ヨコ9号)

お申込みは事務局まで TEL(0263)35-8080

インフォメーションコーナー掲載企業募集

ご利用ください!!

- 掲載無料 ●関係企業、県内外関係機関4,300社へ発送
- フルカラー印刷 ●広告初心者の方でも簡単に掲載いただけます

CD 録音機
マイクのイラスト
データ
デジタルカメラ
デジタルカメラ
手書きのイラスト
素材を組み合わせて
会社HPから

一般社団法人 松本法人会
めざします企業の
繁栄と社会への貢献

一般社団法人 松本法人会 〒390-0814 松本市本庄1-3-10 大同生命松本ビル5F
TEL 0263-35-8080 FAX 0263-36-0839

お申込みは……松本法人会事務局 ☎0263-35-8080

ホームページリンク企業募集! くわしくは事務局まで

ご利用下さい!!



法人会の会員限定

インターネットセミナー(ネット配信) サービス セミナービデオレンタル(DVD・CD)

松本法人会の会員企業の皆様ならどなたでも無料でご利用いただけます。自己研鑽・社員教育などにご活用ください!!

パソコンでセミナーが受講できる!
インターネット
セミナー 毎月更新

セミナーDVD
レンタルサービス
会員無料・ネットで予約

お好みのセミナーをPCやスマホ等から選んでいただきクリックするだけ。仕事に役立つ情報やヒントが満載!

ご希望の内容のDVDを無料でレンタル。オフィスにお届け。社内研修などにもご活用いただけます!

ご利用方法はいずれも当会ホームページから、**上記バナーをクリック**していただき、簡単な入力または登録をするだけ!

※インターネットセミナーのご利用に必要な「会員ID」「パスワード」は4月号付録「年間行事日程計画表」裏面に記載しています。

松本法人会HP

<http://www.matsumotohojinkai.or.jp>



『北馬場柳の井戸』



松本城の北側に総堀がありました。その総堀を埋めたところ湧水が自噴したので井戸を作りました。ここは、かつて騎馬の修練場とされた場所であることから北馬場という地名がつけられました。かたわらに柳の大木があったことから「北馬場柳の井戸」と呼ばれています。時々観光客が観光パンフレットを片手に立ち寄る姿を見かけます。(大沢利充編集委員)

川柳コーナー

あの店の

味が懐かし

我慢の日

宣言は

解除されたが

油断せず

暑い日は

マスク嫌がる

愛娘

新米

あしがき

松商の応援歌に
「臥薪嘗胆」とのく

だりがあります。将来の成功を期し、耐え忍んで頑張るといふ意味です。企業はコロナの影響で需要が落ち込み、歴史的な不況に陥りました。「朝の来ない夜はない」との言葉があります。必ず元の良き時代になるとの希望を持ち頑張りましょう。企業が作成する帳簿書類は継続企業を前提としています。しかし、今日の不況を乗り切る会計原理は現金主義会計です。現金がいくらあるかが大切といえます。

政府の緊急融資対策は朗報ですが、借入金返済を伴います。かえって企業の資金繰りを悪化させる恐れもあります。かつて、私が取材した製造業の中に、資金繰りが悪化し倒産の危機に接したものの見事に立ち直った企業があります。この社長は社員と相談し社長は無給、社員全員パートの道を選択して資金の温存。全員の雇用を継続しながら再建に成功しました。経営者は一人で悩まず、法人会の仲間と情報交換すればきっと道は開けます。そこに法人会の存在意義があると私は思います。(大沢)

(本号編集委員…)

大沢利充

清澤和恵)



個人情報取扱について

当会は、会員企業に係る「個人情報」を研修会・諸会議の開催通知、機関紙等の送付並びに福利厚生制度のご案内など、本会の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは一切ありません。

また、お届けいただいた個人情報の開示、訂正等のお問い合わせは下記窓口までお願いいたします。

一般社団法人松本法人会 個人情報取扱係

発行所

一般社団法人 松本法人会

〒390 0814

長野県松本市本庄1丁目3番10号

TEL(0263)35 8080

FAX(0263)36 0839

編集人 百瀬衛貴男

(毎月1回1日発行)

印刷所 信州印刷株式会社